

# 厚生労働省委託による「開設届出のなされた歯科技工所」の営業実態確認調査の実施について

公益社団法人 日本歯科技工士会

歯科技工士法第 21 条第 2 項では、歯科技工所を廃止したときは 10 日以内に届出の義務がありますが、届出がされず営業実態のない歯科技工所が少なくないとの認識がされています。

今回、厚生労働省が HP で公開中の全国の歯科技工所を対象として、営業実態のない歯科技工所認識のための現況（宛名不明で返送される歯科技工所の実態把握）調査を実施いたします。

## ◇厚生労働省 HP 「開設届出のなされた歯科技工所一覧」



ハガキが届いた方のご対応手順（I～III）

- I. この（表面記載）住所で現在も歯科技工所を営業中。  
⇒ご対応は不要です。（ハガキは破棄してください）
- II. 移転した歯科技工所にこのハガキが転送されてきた。  
⇒旧住所の所轄保健所で移転手続きが必要です。
- III. 現在はこの住所で歯科技工所を営業していない（廃止した）。  
⇒問合せフォームから現状を教えて下さい。（2月 27 日（金）まで）

## ◇現在歯科技工所を営んでいない方へのお問合せフォーム

<https://www.across-net.co.jp/mrs/shikagiko/>



※上記Ⅱ、Ⅲについては保健所への届出義務があり、届出ないと歯科技工士法違反になります。

なお、開設者が死亡等により歯科技工所を廃止した場合は、ご家族によるご地元の保健所への届出が必要です。

◎本調査の発送等は株式会社アクロスに委託しておりますので、ご不明な点がありましたらお問合せ下さい。

株式会社アクロス（担当：金子）

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-8-4 東日本橋 1st ビル 5F  
e-mail : shikagiko@across-net.co.jp

TEL : 03-5823-4253( 平日 10:00 ~ 16:00 )

※できる限り e-mail でのお問合せをお願い申し上げます